

佐世保工業高等専門学校教学 I R 室規程

(令和 8 年 3 月 2 7 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、佐世保工業高等専門学校 I R・戦略推進センター規則第 4 条第 3 項の規定に基づき、教学 I R 室の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 教学 I R 室は、教育活動に関する情報を収集・調査・分析することにより、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育活動の改善など、本校が教育目的を達成するために行う管理運営業務（以下「教学マネジメント」という。）にかかる意思決定を支援することを目的とする。

(業務)

第 3 条 教学 I R 室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 次に掲げるデータ（教学 I R 室が収集し管理する情報（以下「教学 I R データ」という。）の調査・収集・分析に関すること。
 - ア 入試に関するデータ
 - イ 教務に関するデータ
 - ウ 進路に関するデータ
 - エ その他、教学マネジメントに必要となるデータ
- 二 教育データベースに関すること。
- 三 その他、前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 4 条 教学 I R 室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教学 I R 室長（以下「室長」という。）
 - 二 教学 I R 室員（以下「室員」という。）
 - 三 学生課長
- 2 室長は、教務主事をもって充てる。
 - 3 室長は、教学 I R 室に関する業務を統括する。
 - 4 室員は、本校専任教員の中から校長が選任する。

(任期)

第 5 条 前条第 1 項第 2 号に規定する者の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教学 I R データの取り扱い)

第 6 条 収集した教学 I R データは、第 3 条に掲げる業務以外に用いてはならない。

- 2 教学 I R データの取り扱いについては、佐世保工業高等専門学校サイバーセキュリティ教職員規則の定めるところによる。
- 3 教学 I R データにおける個人情報の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則及び佐世保工業高等専門学校の保有する個人情報の管理等に関する規則の定めるところによる。

(事務)

第 7 条 教学 I R 室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、教学 I R 室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。